

石川県公報

令和 7 年 10 月 7 日
第 13847 号（火曜日）
毎 週 2 回 火 曜 金 曜 発 行

目 次

告 示	公 告
○珠洲市の区域内に新たに生じた土地の確認の届出 (市町支援課) 1	○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課) 2
○指定居宅サービス事業者の事業の廃止の届出 (長寿社会課) 1	○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (同) 3
○保安林の指定予定 (森林管理課) 1	○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (同) 4
	○入札公告 (警察本部) 5

告 示

石川県告示第332号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、珠洲市長から同市の区域内に次のとおり新たに土地が生じたことを確認した旨の届出があった。

令和 7 年 10 月 7 日

石川県知事 馳 浩

位 置	面 積
珠洲市仁江町参字119番11、125番 1、125番 3、125番 5、126番 1、140番、141番 1、141番 2 地先	6,544.11㎡

石川県告示第333号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和 7 年 10 月 7 日

石川県知事 馳 浩

事業所番号	指定居宅サービス事業者 の 名 称 又 は 氏 名	事業所の名称及び所在地	廃 止 し た サービスの種類	廃止の届出 を受理した 年 月 日
1771300876	株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター野々市 野々市市御経塚 4 - 17 御経塚テナ ント 1 号室	訪問介護	令和 7 年 8 月 6 日
1770300042	社会福祉法人自生園	デイサービスセンター自生園ひら んて 小松市平面町ト 26	通所介護	令和 7 年 9 月 2 日

石川県告示第334号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 7 年 10 月 7 日

石川県知事 馳 浩

- 1 保安林予定森林の所在場所
河北郡津幡町字倉見子97から100まで
 - 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び津幡町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和7年10月7日

石川県知事 馳 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
明文堂書店金沢県庁前本店・北陸シモンズショールーム
金沢市鞍月5丁目158 外13筆
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（変更前）明文堂書店金沢県庁前本店
金沢市鞍月5丁目158 外13筆
（変更後）明文堂書店金沢県庁前本店・北陸シモンズショールーム
金沢市鞍月5丁目158 外13筆
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）芙蓉総合リース株式会社
代表取締役 織田 寛明
東京都千代田区麹町五丁目1番地1
（変更後）芙蓉総合リース株式会社
代表取締役 織田 寛明
東京都千代田区麹町五丁目1番地1
三菱HCキャピタル株式会社
代表取締役 久井 大樹
東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）株式会社明文堂プランナー
代表取締役 清水 大志郎

富山県下新川郡朝日町沼保909番地の2
(変更後) 株式会社明文堂プランナー
代表取締役 清水 大志郎
富山県下新川郡朝日町沼保909番地の2
シモンズ株式会社
代表取締役 ニッ谷 一弘
東京都港区芝4丁目1番23号三田NNビル24階

3 変更の年月日

令和 7 年 9 月 26 日

4 変更する理由

- 2(1) 敷地統合による店舗名称の変更のため
- 2(2) 敷地統合により、設置者の追加があったため
- 2(3) 敷地併合により、小売業者の追加があったため

5 届出年月日

令和 7 年 9 月 26 日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工労働課

7 届出等の縦覧期間

令和 7 年 10 月 7 日から令和 8 年 2 月 7 日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和 8 年 2 月 7 日

金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和 7 年 10 月 7 日

石川県知事 馳 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

明文堂書店金沢県庁前本店・北陸シモンズショールーム

金沢市鞍月 5 丁目 158 外 13 筆

2 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 位置 縦覧による

面積 41平方メートル

(変更後) 位置 縦覧による

面積 95平方メートル

(2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 位置 縦覧による

容量 26立法メートル

(変更後) 位置 縦覧による

容量 33.5立法メートル

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 株式会社明文堂プランナー 午前 7 時から午前 2 時まで
(変更後) 株式会社明文堂プランナー 午前 7 時から午前 2 時まで
シモンズ株式会社 午前 10 時から午後 5 時まで
- (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 位置 縦覧による
出入口の数 7 箇所
(変更後) 位置 縦覧による
出入口の数 10 箇所
- (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 荷さばき施設① 午前 6 時から午前 7 時まで
(変更後) 荷さばき施設① 午前 6 時から午後 10 時まで
荷さばき施設② 午前 6 時から午後 10 時まで
- 3 変更する年月日
令和 8 年 5 月 27 日
- 4 変更する理由
敷地合併による施設の配置、運営方法の変更のため
- 5 届出年月日
令和 7 年 9 月 26 日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工労働課
- 7 届出等の縦覧期間
令和 7 年 10 月 7 日から令和 8 年 2 月 7 日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和 8 年 2 月 7 日
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

令和 7 年 10 月 7 日

石川県知事 馳 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ラ・ムー野々市北店
野々市市横宮町 103 番 1 外 15 筆
- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 大規模小売店舗の名称及び所在地
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
公告日 令和 7 年 5 月 2 日
- 3 市町の意見の概要
市町名 野々市市
意見の概要 特になし
- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間

令和 7 年 10 月 7 日から同年 11 月 7 日まで

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ラ・ムー野々市北店
野々市市横宮町 103 番 1 外 15 筆
- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
来客が駐車場を利用することができる時間帯
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
公告日 令和 7 年 5 月 2 日
- 3 市町の意見の概要
市町名 野々市市
意見の概要 特になし
- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間
令和 7 年 10 月 7 日から同年 11 月 7 日まで

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 7 年 10 月 7 日

石川県知事 馳 浩

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 契約件名
サイバー犯罪捜査技能向上研修（サイバーセキュリティコンテスト）業務委託
 - (2) 業務内容
入札説明書による。
 - (3) 委託期間
契約締結の日から令和 7 年 12 月 25 日まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
この入札に参加することができる者は、平成 10 年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成 9 年石川県告示第 581 号）に基づき、令和 7 年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加者資格の確認を受けたものであること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
 - (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加者資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加者資格確認申請書は、仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であることについて証明する書類を添えて令和 7 年 10 月 16 日（木）までに 5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

4 入札参加者資格の確認結果の通知

確認結果の通知は、令和 7 年 10 月 17 日（金）までに入札参加者資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加者資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県警察本部庁舎 4 階 会計課 電話番号 076-225-0110（内線 2213）

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

令和 7 年 10 月 21 日（火）正午（郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。）

- (4) 開札の日時及び場所

令和 7 年 10 月 21 日（火）午後 1 時 30 分 石川県警察本部庁舎 2 階 202 会議室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和 38 年石川県規則第 67 号）第 119 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加者資格確認結果通知書を提示すること。

- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

- (3) 入札参加者資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除